

長泉町環境にやさしい農業推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業の生産性の向上を図りつつ、環境への負荷を軽減した農業を推進することにより、地球環境の保全に貢献するとともに、持続可能な農業を目指すことで町内の農業振興を図るため、環境にやさしい農業を実施した農業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、長泉町補助金等交付規則（昭和54年長泉町規則第10号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境にやさしい農業用資材 生分解性マルチフィルム、生分解性ポット、土に還るプラスチック紐、生分解性通根防草シート、生分解性樹脂エコピン等をいう。
- (2) 有機質肥料 生物由来の資源を原料とする肥料
- (3) 認定農業者 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第4項の規定による農業経営改善計画の認定又は同法第14条の4第3項の規定による青年等就農計画の認定を受けた農業者をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の2第1項の規定により作成された長泉町農地台帳に登載された者とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、長泉町環境にやさしい農業推進事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、環境にやさしい農業用資材又は有機質肥料を購入した年度の3月15日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 前条に掲げる補助対象経費に係る領収書等の写し
- (2) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び確定並びに請求)

第6条 町長は、前条の規定により交付申請及び実績報告を受けたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、及び確定し、長泉町環境にやさしい農業推進事業補助金交付（不交付）決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付決定及び確定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、前項の交付決定通知書兼確定通知書を受領した日から起算して10日以内に長泉町環境にやさしい農業推進事業補助金交付請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定及び確定の取消し）

第7条 町長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定及び確定を取り消し、長泉町環境にやさしい農業推進事業補助金交付取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（1）虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

（2）前号に掲げるもののほか、町長が不適當であると認める事由が生じたとき。

（補助金の返還）

第8条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定及び確定を取り消した場合には、既に交付した金額の全部又は一部を返還させるものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助金の額
環境にやさしい農業用資材購入に係る費用	補助対象経費の3分の2以内とし2万5,000円（認定農業者にあつては5万円）を限度とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てるものとする。
有機質肥料購入に係る費用	補助対象経費の3分の2以内とし5,000円（認定農業者にあつては1万円）を限度とする。ただし、100円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てるものとする。